(3) Nature and quantity of the service to be required : Supervision and Support Services Procurement of Vehicle inspection facilities utilizing IT, 1 Set.
(4) Nature and quantity of the services to be purchased : as per the specifications.
(5) Delivery period : as per the specifications.
(6) Delivery place : as per the specifications.
(7) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tenders are those who shall :
① Have a Grade B or C in the service in terms of qualification for participating in general competition (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2013, 2014 and 2015.
② Others are based on a bid description.
(8) Contact point for the notice : National Agency of Vehicle Inspection, 4F Sumitomoseimei Yotuya Building 8―2 Honshiocyo Shinjuku-ku Tokyo 160―0003 Japan. The accounts section (concerning promise) TEL 03―5363―3443 The enforcement section (concerning manner) TEL 03―5363―3573
(9) Time limit of tender : 3 : 00 PM 30 July 2015

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年6月9日
支出負担行為担当官
国土交通省大臣官房官庁営繕部長
川元　茂
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　財務省本庁舎耐震改修⑮建築工事
⑶　工事場所　東京都千代田区霞が関３―１―１
⑷　工事内容　本工事は次に掲げる建築工事を施工する。
敷地面積　35,541㎡
建物用途　庁舎
構造・階数・建物規模
①　本庁舎　ＳＲＣ造　地上５階　地下１階
延べ面積　56,207㎡
②　設備室　ＲＣ造　地上２階
延べ面積　918㎡
③　渡り廊下　Ｓ造　地上１階
延べ面積　169㎡
工事種目　建築改修工事、工作物改修工事、外構工事、造園工事、とりこわし工事　他
主な内容　財務省本庁舎の基礎下免震改修工事及びこれに伴う付帯工事
⑸　工期　平成31年10月31日まで。
⑹　使用する主要な資機材　別途設計図書等による。
⑺　本工事は、入札時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムにより難いものは、４⑴担当部局へ理由を付して願い出て承諾を得た場合に持参による資料の提出及び紙入札方式に代えることができる。
⑾　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年６月９日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部長）により国土交通省大臣官房官庁営繕部長から「財務省本庁舎耐震改修⑮建築工事」に係る特定建設共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は次に掲げる条件を満たしている単体有資格者もしくは経常建設共同企業体であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　国土交通省大臣官房官庁営繕部における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　国土交通省大臣官房官庁営繕部における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（２⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成12年４月１日から、競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日までに完成し、引渡しがすんでいる次の①の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成12年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局（旧地方建設局を含む。）長、営繕事務所（営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）
①　以下の㋐及び㋑の基準を満たす工事
㋐　鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または組積造の建築物
㋑　免震化された上部建物のうち、最大の床面積を有する階の床面積が3,000㎡以上であること。
ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。
なお、本競争の参加希望者が経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社は平成12年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる①の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有し、その他の構成員は平成12年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の②の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成12年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局（旧地方建設局を含む）長、営繕事務所（営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。